

## 芦屋市条例第32号

### 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略)	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) <u>(督促手数料)</u>
第12条 削除	第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、 <u>督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>

(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和33年芦屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
芦屋市税外徴収金の <u>督促</u> 及び延滞金の徴収に関する条例  (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第 <u>1項</u> の規定による <u>督促</u> 及び同条第2項の規定による延滞金の徴収については、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。  第4条 削除  (徴収の順序) 第6条 徴収金の延滞金は当該徴収金と同時に徴収する。	芦屋市税外徴収金の <u>督促手数料</u> 及び延滞金の徴収に関する条例  (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第 <u>2項</u> の規定による <u>手数料</u> 及び延滞金の徴収については、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。  ( <u>督促手数料</u> ) 第4条 <u>督促状を發したときは、1通につき80円の督促手数料を徴収する。</u>  (徴収の順序) 第6条 徴収金の <u>督促手数料</u> 及び延滞金は当該徴収金と同時に徴収する。

(芦屋市介護保険条例の一部改正)

第3条 芦屋市介護保険条例(平成12年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第8条 削除	<u>(保険料の督促手数料)</u> 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第20条 削除	<u>(督促手数料)</u> 第20条 督促手数料は、督促状1通につき80円とする。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 削除	<u>(保険料の督促手数料)</u> 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。

（阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正）  
 第6条 阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）第一種市街地再開発事業の施行に関する条例（昭和55年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収) 第14条 (略) 2・3 (略)  <u>4 (略)</u>	(清算金の分割徴収) 第14条 (略) 2・3 (略) <u>4 法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通について80円の督促手数料を徴収する。</u> 5 (略)

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)  
 第7条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例(平成30年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定により督促を受けた者がその督促状において指定した期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定により延滞金を徴収するものとする。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定により督促するときは、<u>督促状1通について80円の督促手数料を徴収する。</u></p> <p><u>2</u> 前項の督促を受けた者がその督促状において指定した期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定により延滞金を徴収するものとする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>

(芦屋市道路占用料条例の一部改正)  
 第8条 芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(延滞金)	(督促手数料及び延滞金)
第6条 (略)	第6条 市長は、 <u>法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。</u>
<u>2</u> (略)	<u>2</u> (略)
	<u>3</u> (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(芦屋市市税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の芦屋市市税条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(芦屋市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(芦屋市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例

第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の芦屋市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、この条例による改正後の芦屋市道路占用料条例第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。